

中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツの普及及び競技力の向上を図るため、市内のスポーツ団体が、スポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ専任コーチ 国内又は国際的な場で指導実績のある指導者をいう。
- (2) スポーツ団体 スポーツの振興のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校又は中学校に在学する児童又は生徒（第4条において「児童生徒」という。）を対象としたスポーツの普及を図るための講習会又は実技指導への参加者の増加
- (2) 県大会以上の競技会（県大会に相当する大会を含む。）における成績の向上
- (3) 国内競技団体による称号又は段級位審査の合格者の増加
- (4) 指導者の資質能力向上を図るための講習会又は実技指導への参加者の増加

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツの普及を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を、児童生徒を対象として実施する事業
- (2) 競技力の向上を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を実施する事業
- (3) 指導者の資質能力向上を図るためにスポーツ専任コーチによる講習会又は実技指導を実施する事業

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となるものは、市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成するスポーツ団体とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、スポーツ専任コーチに対する謝金及び旅費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、補助金の交付は、1団体につき同一年度内1回に限る。

(補助金交付の申請)

第7条 規則第3条の申請書は、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) スポーツ専任コーチの経歴が確認できる書類

(審査会)

第8条 規則第4条第1項に規定する審査を行うため、審査会を設置する。

2 審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

(事業の変更等)

第9条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第10条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第10条の実績報告書は、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算(見込)書

(3) 経費の支払を証する書類

(4) 事業の実施状況を確認できる書類

(補助金交付の請求)

第12条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市スポーツ専任コーチ講習会等実施事業補助金交付（概算払）請求書（様式第4号）により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。